

様

新居浜市監査委員 寺 村 伸 治
新居浜市監査委員 柿 並 哲 也
新居浜市監査委員 近 藤 司

定期監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和元年8月2日から同年10月9日までの間に実施した定期監査について、同条第9項の規定による監査結果に関する報告並びに同条第12項の規定による措置状況を、次のとおり提出（公表）します。

- 1 監査の基本方針 公正で合理的かつ能率的な市の行政運営を確保するため、事務事業が効率的、効果的に行われたかに重きをおいた監査を実施した。
- 2 監査の対象 上下水道局・環境部・建設部
- 3 監査の範囲 平成30年度に実施した事務事業全般
- 4 監査を実施した委員 寺村伸治・柿並哲也・近藤 司
- 5 監査の方法 関係部局等から関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。
- 6 監査の結果 平成30年度に実施した事務事業の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められたが、事務執行の一部において指摘事項が見受けられた。
今後においても、さらに適正かつ無駄のないコスト意識を持って、効率的な行財政執行に努め、市民福祉の増進のため、なお一層の努力をされたい。
なお、各部局の主な事務事業、指摘事項及び指摘事項の回答（措置を講じた場合）は、次のとおりである。

上下水道局

1 上下水道局の主な事務事業

(1) 企業総務課

- ア 工事の請負及び業務の委託その他の契約に関する事。
- イ 財産の取得及び処分並びに財産管理の調整統括に関する事。
- ウ 水道メーターに関する事。
- エ 水道料金、工業用水道料金、下水道使用料その他収入金（次項に係るものを除く。）の調定、収納及び還付に関する事。
- オ 下水道事業受益者負担金及び下水道事業区域外流入分担金に関する事。
- カ 排水設備指定工事店及び責任技術者に関する事。
- キ 滞納整理に関する事。

(2) 企業経営課

- ア 水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の経営に関する事。
- イ 財政計画及び資金計画に関する事。
- ウ 予算の編成、配当及び執行管理に関する事。
- エ 決算及び業務状況報告に関する事。
- オ 現金及び有価証券の出納保管の統括に関する事。
- カ たな卸資産に関する事。
- キ 固定資産の評価及び減価償却に関する事。

(3) 水道工務課

- ア 水道事業経営の認可に関する事。
- イ 水道施設（他の所管に属するものを除く。）の整備、改良及び管理に関する事。
- ウ 給水契約及び給水装置等の管理に係る調査及び指導に関する事。
- エ 給水装置工事の審査及び検査並びに加入金、手数料等の調定に関する事。
- オ 専用水道、県条例水道、簡易専用水道及び小規模貯水槽水道の検査等に関する事。

(4) 水源管理課

- ア 水源地、配水池、送水場その他の水源施設の管理に関する事。
- イ 導水管及び送水管の管理に関する事。
- ウ 水道水の水質検査及び保全に関する事。
- エ 工業用水道施設の整備、改良及び管理に関する事。
- オ 工業用水道の給水契約に関する事。

(5) 下水道建設課

- ア 公共下水道事業計画の策定に関する事。
- イ 公共下水道施設の整備及び改良に関する事。
- ウ 公共下水道施設（他の所管に属するものを除く。）の管理に関する事。

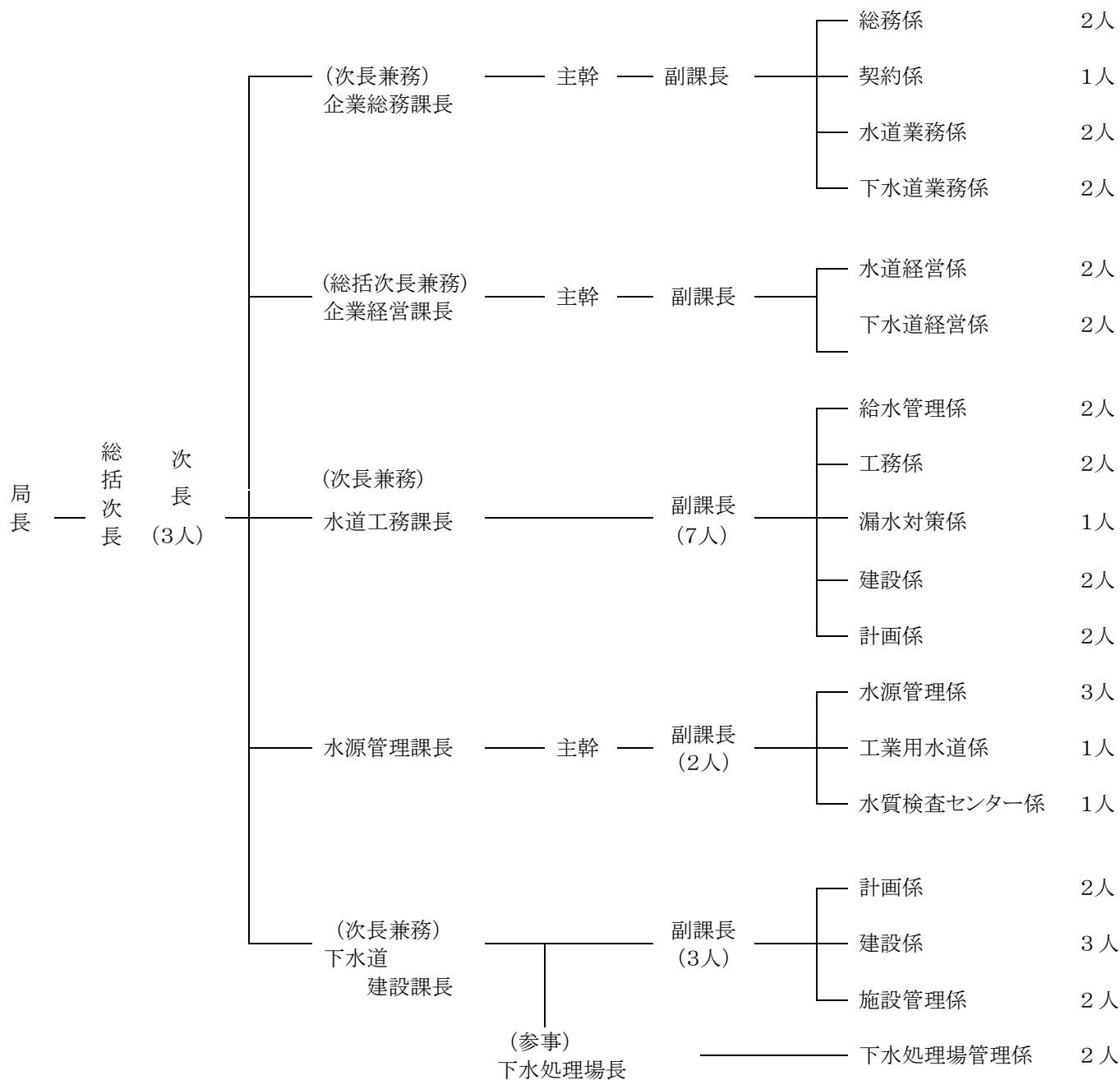
(6) 下水処理場

ア 下水処理場及び菊本雨水ポンプ場の管理に関すること。

イ し尿及び浄化槽汚泥の共同処理の整備に関すること。

2 職員の配置状況 58人（平成31年4月1日現在）

(注) 育児休業等含む。(それらの代替臨時職員は含まない。)



3 平成30年度水道事業等業務実績

(1) 水道事業

項目	平成30年度	平成29年度	比較増減	備考
行政区域内人口(人)	119,281	120,351	△1,070	年度末現在人口
計画給水人口(人)	120,000	120,000	0	
現在給水人口(人)	114,483	115,804	△1,321	年度末現在推計
普及率(%)	96.0	96.2	△0.2	$\frac{\text{現在給水人口}}{\text{行政区域内人口}}$
給水戸数(戸)	55,257	55,290	△33	年度末現在
配水量(m ³)	14,181,855	14,457,312	△275,457	年間総量
有収水量(m ³)	13,293,328	13,473,444	△180,116	年間総量
有収率(%)	93.7	93.2	0.5	$\frac{\text{有収水量}}{\text{配水量}}$
配水管延長(m)	588,332	585,802	2,530	年度末現在
職員数(人)	32	32	0	年度末現在

(2) 工業用水道事業

項目	平成30年度	平成29年度	比較増減	備考
給水事業所数(事業所)	3	3	0	住友化学(株) 住友金属鉱山(株) 住友重機械工業(株)
配水量(m ³)	14,722,532	15,732,198	△1,009,666	(H30:337日、H29:356日)
有収水量(m ³)	14,693,277	15,701,488	△1,008,211	(H30:337日、H29:356日)
有収率(%)	99.8	99.8	0	$\frac{\text{有収水量}}{\text{配水量}}$
配水管延長(m)	7,266	7,266	0	年度末現在
職員数(人)	5	5	0	年度末現在

4 平成30年度水道料金等調定収入の状況

(1) 水道事業

(単位：円)

区分	現年度分			過年度分		
	調定額	収入額	未収額	調定額	収入額	未収額
水道料金	1,608,908,691	1,581,326,973	27,581,718	46,072,001	29,138,850	16,933,151
修繕工事金	2,800	2,800	0	0	0	0
給水受託工事金	9,333,830	7,133,830	2,200,000	1,615,644	1,615,644	0
設計・検査手数料	4,010,200	4,010,200	0	0	0	0
加入金	42,400,800	42,400,800	0	0	0	0
分担金	189,996,838	165,151,870	24,844,968	75,233,551	75,233,551	0
企業債	500,000,000	500,000,000	0	0	0	0
その他の収入	195,140,492	161,505,316	33,635,176	52,166,329	52,166,329	0
計	2,549,793,651	2,461,531,789	88,261,862	175,087,525	158,154,374	16,933,151

(注) 水道料金の過年度分の未収額は、不納欠損額4,832,714円を含む。

(2) 工業用水道事業

(単位：円)

区 分	現年度分			過年度分		
	調 定 額	収 入 額	未 収 額	調 定 額	収 入 額	未 収 額
給 水 収 益	242,775,416	220,445,034	22,330,382	22,330,382	22,330,382	0
工 事 分 担 金	0	0	0	0	0	0
企 業 債	140,000,000	140,000,000	0	0	0	0
そ の 他 の 収 入	37,619,781	21,974,034	15,645,747	514,220	514,220	0
計	420,395,197	382,419,068	37,976,129	22,844,602	22,844,602	0

5 平成30年度水道事業等工事請負契約の状況

(単位：円)

区 分	一般競争入札		指名競争入札		随意契約		計	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
水 道 事 業	12	594,572,400	34	249,508,080	5	51,354,000	51	895,434,480
工業用水道事業	0	0	3	23,315,191	2	39,042,000	5	62,357,191
計	12	594,572,400	37	272,823,271	7	90,396,000	56	957,791,671

(注) 変更契約は含まない。

6 平成30年度水道事業たな卸資産入出庫状況

(単位：円)

種 別 \ 区 分	前期繰越額	入 庫	出 庫	差引残額
管・継手類	7,482,015	711,610	907,725	7,285,900
栓サドル類	996,010	53,560	14,200	1,035,370
弁 類	432,547	49,300	64,000	417,847
ボックス類	237,630	0	3,225	234,405
量 水 器	7,052,690	8,735,050	13,859,075	1,928,665
備 消 耗 品 類	465,955	0	260	465,695
計	16,666,847	9,549,520	14,848,485	11,367,882

7 平成30年度特別会計公共下水道事業使用料、手数料等の調定収入状況

(単位：円)

区 分	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額
下水道事業受益者負担金	32,953,200	32,263,000	0	690,200
下水道事業区域外流入分担金	26,301,600	26,238,400	0	63,200
下水道使用料	1,430,273,956	1,296,457,411	1,875,144	131,941,401
下水管理敷地使用料	61,220	61,220	0	0
督促手数料	1,128,233	1,128,233	0	0
登録及び試験手数料	578,000	578,000	0	0

(注) 公共下水道事業については、平成31年4月1日から公営企業会計に移行。

8 平成30年度に実施した主な事業

(1) 基幹管路耐震化整備事業

導水管、送水管、配水管（口径400mm以上）の基幹管路の耐震化工事として、新山根送水場から大久保中継ポンプ場への送水管の整備を行い、平成30年度末の耐震化率を33.2%と向上することができた。

＜事業費＞ 種子川町導送配水管布設工事	：	66,703,000円
角野新田町送配水管布設工事	：	64,960,000円
船木送水管布設工事	：	34,689,000円

(特別会計公共下水道事業分)

(1) 汚水処理施設共同整備事業、汚水処理施設附帯整備事業

衛生センターの老朽化に伴い建替えや延命化を検討した結果、し尿・浄化槽汚泥を下水処理場で共同処理することがもっとも経済的であり、水環境の保全及び安全で快適な市民生活を維持できることから、下水処理場にし尿・浄化槽汚泥を受け入れする受入施設を建設する。また、共同処理に伴い必要な下水処理場の増設工事を実施する。

＜事業費＞ 共同整備事業	：	32,800,000円（繰越分含む。）
附帯整備事業	：	9,800,000円（繰越分含む。）

(2) 企業会計導入事業

下水道事業の経営健全化を目的として、総務省から平成32年4月までに公営企業会計の導入を要請されているため、導入支援研修等を実施するとともに、固定資産調査及び評価等業務、企業会計システム導入業務等の移行事務を進め、平成30年度末で完了し、平成31年4月1日から公営企業会計に移行した。

＜事業費＞	3,959,910円
-------	------------

(3) 終末処理場改築事業

下水処理場は、供用開始後38年が経過し、設備機器の耐用年数を超過しており、かなり老朽化している。施設の機能回復を図るため、国の交付金事業として計画的・段階的に現有施設の改築更新を実施し、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図っている。平成30年度は機械棟及び汚水ポンプ棟の長寿命化・耐震設計等を実施した。

＜事業費＞	41,616,000円（繰越分含む。）
-------	---------------------

(4) 管渠等建設事業、単独下水道事業

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、浸水被害の解消を目的に、公共下水道の主要管渠及び公共下水道の面整備（単独下水道事業）を行った。

＜事業費＞ 管渠等建設事業	915,126,000円（繰越分含む。）
単独下水道事業	616,698,800円（繰越分含む。）

9 指摘事項及び回答内容（回答は令和元年9月24日付け）

（1）瀬戸・寿上水道問題について

本件については、長年懸案事項であったが、平成31年3月27日に、瀬戸・寿上水道組合と新居浜市において統合に合意する旨の確認書が締結され、現在、令和元年9月末を目途に水道事業の統合に関する協定書の作成に向け内容等について協議をしていることは評価できる。

令和元年9月末の市水道との統合に向け、市長部局とも連携しながら、合法的かつ合理的な解決に取り組まれない。

（企業総務課）

<回答>

瀬戸・寿上水道組合と市との統合を令和元年9月末に控え、市長部局と連帯しながら、最終的な協定書の内容について協議を進めております。

ご指摘の内容を踏まえ、協定締結を行い、双方、円満な解決となりますよう取り組んでまいります。

（2）決算の調製について

水道事業及び工業用水道事業の決算については、地方公営企業法第30条の定めに基づき、毎事業年度終了後二月以内に調製し市長に提出した後、監査委員の審査に付されることとされているが、決算の調製は5月末日までに完了しておらず、決算審査に必要な書類・資料が監査委員の手元にそろって届けられるのは、ここ数年7月以降となっている。言うまでもなく、法の順守はコンプライアンスの基本であり、決算の調製は事業年度終了後二月以内に完了されたい。

（企業経営課）

<回答>

決算の調製の遅れにつきましては、総合防災拠点施設建設に係る上下水道局の工事負担金について、出納整理期間に算定を行わざるを得ない一般会計側からの請求に、時間を要していることが大きな要因の一つであり、また、公共下水道事業につきましては、今年度から地方公営企業法を適用し企業会計に移行しましたことから、企業会計としての決算初年度となる来年度は、繰入額の調整に時間を要することが想定されますが、法令順守できるよう、市長部局との調整方法や内部事務処理方法等の改善に取り組んでまいります。

環 境 部

1 環境部の主な事務事業

(1) 環境保全課

- ア 環境に関する施策の総合企画及び調整に関すること。
- イ 市民環境活動の促進に関すること。
- ウ 墓地に関すること。
- エ 犬の登録、野犬対策並びにねずみ族及び昆虫の駆除に関すること。
- オ し尿の収集に関すること。
- カ 浄化槽設置整備事業補助金に関すること。
- キ 公営葬儀及び火葬場に関すること。
- ク 一般廃棄物（し尿）処理業及び浄化槽清掃業の許可並びに指導監督に関すること。
- ケ 省エネルギー設備及び新エネルギー設備の導入支援に関すること。

(2) ごみ減量課

- ア 一般廃棄物処理計画に関すること。
- イ ごみの分別収集に関すること。
- ウ ごみの減量及びリサイクル推進に関すること。
- エ 一般廃棄物（ごみ）処理業の許可並びに指導監督に関すること。
- オ まち美化の推進に関すること。
- カ 産業廃棄物（市長が定めたものに限る。）の指導及び調査に関すること。

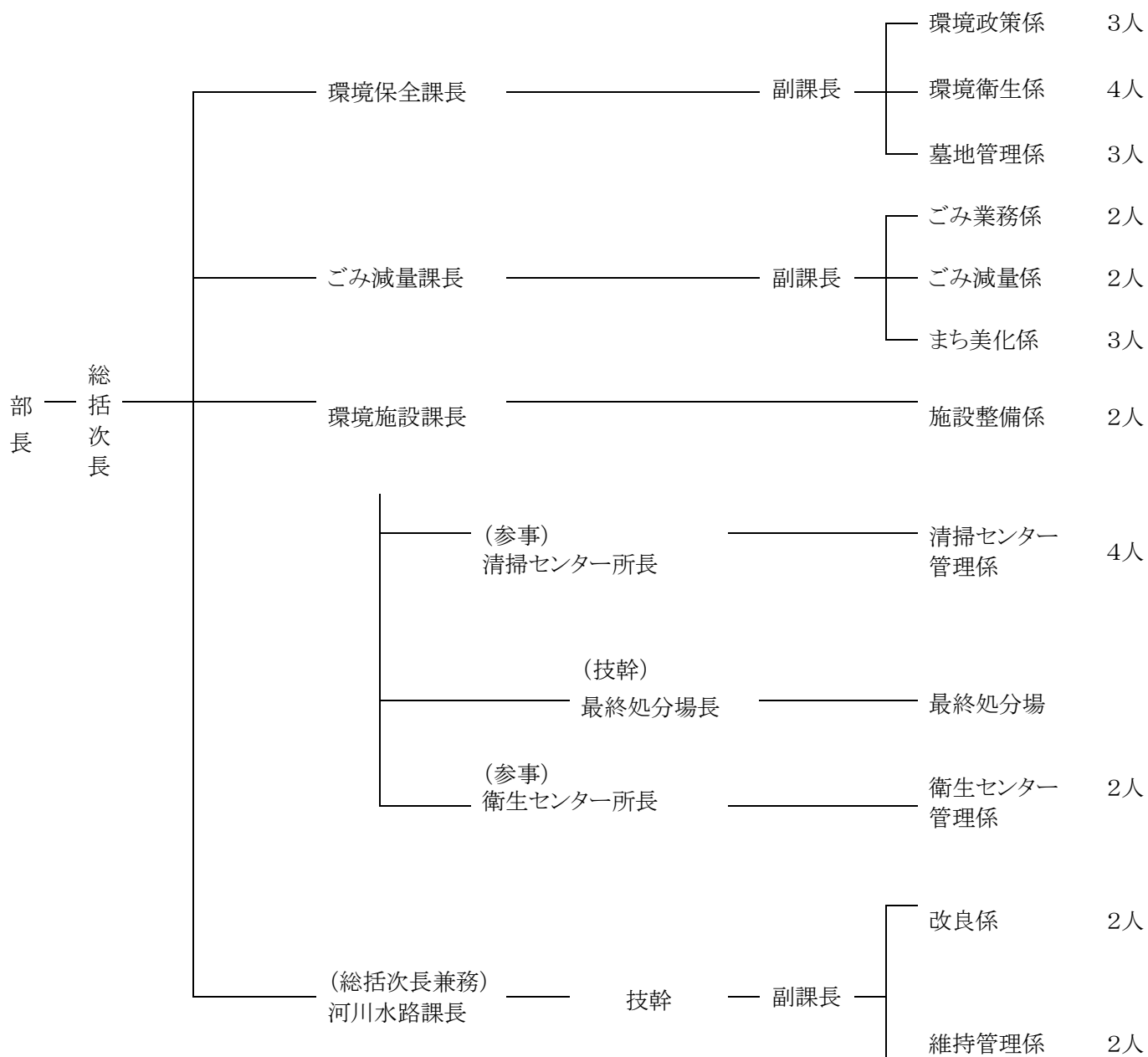
(3) 環境施設課

- ア 一般廃棄物処理施設の整備に関すること。
- イ 一般廃棄物処理施設の維持管理に関すること。

(4) 河川水路課

- ア 生活排水路等に関すること。
- イ 河川及び国土交通省所管海岸に関すること。
- ウ 排水ポンプ場並びに水門及び樋門に関すること。
- エ 市管理河川及び排水施設の災害復旧事業に関すること。

2 職員の配置状況 41人（平成31年4月1日現在）



3 平成30年度に実施した主な事業

(1) 環境活動促進事業

行政、事業者、市民の協働による環境保全活動の促進のため、マイバックの持参推進等の地球高温化対策地域協議会活動事業、環境家計簿普及等の環境活動推進事業、渦井川水系の環境保全活動補助事業を実施し、環境意識の醸成に資した。

<事業費> 1,927,279円

(2) ごみ減量化推進事業

ごみ減量推進を目的に、生ごみ処理容器等普及啓発、レジ袋の削減推進を実施することにより、3R（リデュース、リユース、リサイクル）推進によるごみの減量を図った。レジ袋削減推進については、事業者及び市民団体と協定を締結し、平成21年6月からレジ袋の無料配布中止を開始し、平成26年3月からは市内大手スーパー全店舗で実施している。さらに平成30年度には、ドラッグストア1事業者とも協定を締結することができた。生ごみ処理普及啓発については、平成21年度から家庭における生ごみ処理方法の紹介、生ごみ減量講習会の実施等啓発活動を行っている。

※参考 レジ袋削減枚数 (H30.4.1~H31.3.31)

11,136,946枚（レジ袋を辞退した客に配布したものとして算出）

マイバッグ持参率 78.6%（無料配布中止事業者23店舗の平均）

段ボールコンポスト普及個数 766個、講習会開催数 43回

生ごみ処理容器等補助申請基数 コンポスト31基、密閉式処理容器11基、

電気式生ごみ処理機 7基

<事業費> 1,607,630円

(3) ごみ収集事業

ごみの減量や資源化を図りつつ、衛生的な生活環境を維持するために生活系ごみについて、燃やすごみ、不燃ごみ、布類、プラスチック製容器包装、びん（色別）、缶、ペットボトル、古紙類及び有害ごみの分別による定期収集を実施した。業務委託により24,440tの家庭ごみの定期収集を行い、うち古紙・布類1,701tを直接資源化し、容器包装プラスチック1,082t、ペットボトル217t、びん・缶類989t等を清掃センターに搬入し、資源化の推進を図った。

<事業費> 289,121,026円

【内訳】

可燃ごみ収集業務委託料	136,541,376円
びん・缶・有害ごみ収集業務委託料	46,506,960円
古紙類収集業務委託料	36,160,020円
プラスチック製容器包装収集業務委託料	25,516,080円
ペットボトル収集業務委託料	12,739,680円
不燃物・布類収集業務委託料	16,524,000円
別子山地区ごみ収集業務委託料	8,229,600円
大島地区ごみ収集業務委託料	5,400,000円
缶収集用網袋等消耗品費等	1,503,310円

(4) 清掃センター施設整備事業

適正かつ安定的なごみ処理を行うため、プラント内各設備の定期点検整備（法定、自主）及び定期補修を実施し、機器の機能低下及び故障を未然に防止し、処理能力を最大限に発揮させることができた。

<事業費> 182,538,360円

(5) 衛生センター施設整備事業

安定したし尿処理設備機器の運転を行うため、点検整備事業で定期的な点検、部品交換、給油等を実施し、設備機器の構造を常に良好な状態に維持することができた。

<事業費> 46,612,800円

(6) 一般下水路整備事業

公共下水道認可区域外の排水路・排水管及び市管理河川の改良と維持管理を行い、地域の浸水対策及び住民の生活環境の改善を図った。

<事業費> 189,665,240円

4 使用料、手数料等の調定収入状況

(単位：円)

区 分		調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	
一 般 会 計	葬祭施設使用料	391,710	391,710	0	0	
	葬具使用料	3,360,960	3,360,960	0	0	
	墓地使用料	6,510,000	6,510,000	0	0	
	自動販売機等設置使用料(斎場)	182,971	182,971	0	0	
	畜犬登録手数料	3,467,240	3,467,240	0	0	
	し尿処理手数料	4,588,056	4,555,440	0	32,616	
	ごみ処理手数料(ごみ減量課)	352,000	352,000	0	0	
	ごみ処理手数料(清掃センター)	132,337,900	132,337,900	0	0	
	自動販売機設置使用料(清掃センター)	83,212	83,212	0	0	
	衛生センター手数料	2,972,510	2,972,510	0	0	
	自動販売機設置使用料(衛生センター)	30,335	30,335	0	0	
特 別 会 計	平尾 墓園	墓園使用料	16,180,500	16,180,500	0	0
		管理手数料	756,000	756,000	0	0

5 指摘事項及び回答内容(回答は令和元年10月21日付け)

(1) 真光寺、土ヶ谷及び黒岩墓地の適正管理について

市営の真光寺、土ヶ谷及び黒岩墓地(以下「三墓地」という。)については、平成21年度から平成23年度にかけて実施された緊急雇用墓地管理システム構築事業で、墓域の平面測量を行い、区画割図を作成するとともに、各墓所における墓碑銘の採寸あるいは写真記録などの実態調査が行われ、一定の成果は得られたが、過去の墓地台帳整備がされていない

め、いまだに使用者の実態把握が遅れている状況下にある。

このような中、平成30年8月末に政策会議において「三墓地の施設管理・台帳整備調査の計画を立て、令和2年度から5年程度の目標期間を定め、調査の委託等も検討し台帳整備を進める」との市の基本方針が出された。

三墓地の適正な管理を行うには、まずは使用者の現状把握が重要であり、また、時間がたつほど使用者の死亡などに伴い使用権の承継等が複雑になることが予想される。一方、近年墓地保有に対する市民の意識には大きな変化の兆しも見られ、新しい墓地を求める市民の声は必ずしも大きくないと思われる。

使用者調査の検討、実施に当たっては、こうした実情を考慮し、費用対効果を検証し、使用者調査の目的及び成果目標のレベルを定め、適正な墓地管理が行えるよう取り組まれない。

(環境保全課)

<回答>

三墓地での使用者調査につきましては、供用開始が平尾墓園より古く、当初の移転及び使用許可に係る書類がほとんど残されていない上、既に無縁となっていると思われるお墓が相当数存在していることから、平尾墓園と同程度の成果は困難であると見込んでおります。

令和2年度からは平尾墓園での使用者調査と同様に、お墓に返信用封筒を付けた調査票を置くことから開始する予定としております。墓地管理者として、調査票の回答を元に判明した墓地関係者に使用権の承継等をお願いし、台帳を整備しなければなりません。その過程で墓地関係者の反応、無縁墓の状況、発生する問題等を判断材料とし、成果目標のレベル設定等を行ってまいります。

(2) ごみの分別徹底について

本市では毎年ごみステーションに出されたごみ袋の抽出調査を行っているが、正しく分別されたごみ袋は極めて少なく、平成30年度のごみ組成調査によると、燃やすごみのうち重量比で2割弱が、正しく分別していればリサイクルできるものであったとの結果が出ている。こうしたことから、平成31年2月の市政だよりにより市民の注意を喚起する記事を掲載したところ、市民から「知らなかった」、「役立った」等の評価を得たとのことである。

不適正な分別を減らせられればその分資源の有効利用が進み、ひいては地球温暖化の防止にも役立つことは言うまでもない。本市のごみステーションの管理は自治会に委ねられているが、ごみ袋の分別管理が徹底できている所とそうでない所の差が相当あるのではないかとと思われる。ごみ袋の正しい出し方について、引き続き広報媒体を通じた啓発活動を積極的に展開するとともに、分別が不十分なごみステーションを管理する自治会に対しては、改善に向けた協力を強く求めるなど、市民の理解と協力を促進するための施策を積極的に検討、実施されたい。

(ごみ減量課)

<回答>

ごみの分別に関する啓発につきましては、今年度よりごみカレンダー掲載方法を変更してより各種分別について詳細に掲載いたしており、さらに、今年度には動画の作製や環境に関する既存の啓発動画へのリンクなどを実施するなどしてより多くの情報を発信するようにしておりますが、今後も引き続きごみの減量に向けた市民意識向上を図る啓発活動を検討し、新居浜市全域で分別が徹底されるよう施策を進めてまいります。

また、適正に分別してごみステーションに排出されていないなど、自治会等管理者が苦慮している面もありますことから、今後においても管理者と共に排出者への指導等改善に取り組んでまいります。

建設部

1 建設部の主な事務事業

(1) 都市計画課

- ア 都市計画に関すること。
- イ 国土利用計画及び国土利用計画法に基づく調査、指導及び進達に関すること。
- ウ 駐車場法に関すること。
- エ 崖崩れ防災対策に関すること。
- オ 都市景観に関すること。
- カ 都市公園等に関すること。
- キ 新居浜駅前駐車場等及び新居浜駅前駐輪場等に関すること。
- ク 屋外広告物に関すること。
- ケ 土地区画整理事業に関すること。
- コ 新居浜駅周辺整備に関すること。

(2) 国土調査課

- ア 地籍調査の計画実施に関すること。
- イ 地籍調査の成果に関すること。

(3) 道路課

- ア 道路及び橋りょうの調査計画に関すること。
- イ 都市計画道路事業に関すること。
- ウ 地方道事業及び県費補助事業に関すること。
- エ 道路の改良及び修繕補修に関すること。
- オ 交通安全施設に関すること。
- カ 市道の維持管理に関すること。
- キ 道路災害復旧事業に関すること。
- ク 市道占用許可に関すること。

(4) 用地課

- ア 用地の取得（借地を除く。）及び借受けに関すること。
- イ 地上物件その他の補償に関すること。
- ウ 取得物件の登記に関すること。
- エ 地価公示に関すること。

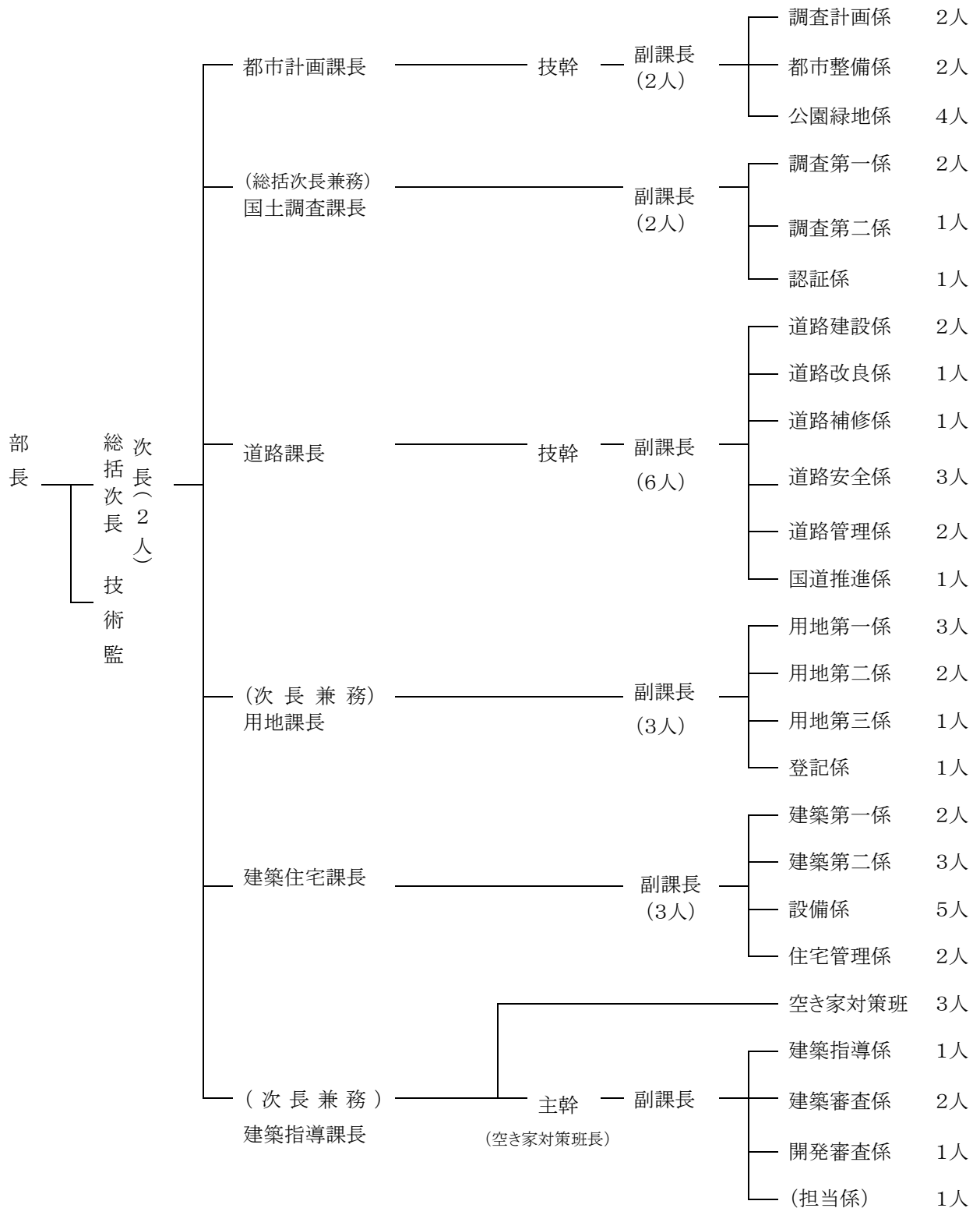
(5) 建築住宅課

- ア 市営住宅及び活性化推進住宅の建設並びに補修に関すること。
- イ 市有建築物の建設、補修及び点検に関すること。
- ウ 市営住宅及び活性化推進住宅の管理に関すること。
- エ 住宅地区改良法に係る県知事からの委任に関すること。
- オ 旧雇用促進住宅及び移住支援住宅の管理等に関すること。

(6) 建築指導課

- ア 建築基準法の実施に関すること。
- イ 建築行政指導及び相談に関すること。
- ウ 開発許可申請等の審査に関すること。
- エ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の実施に関すること。
- オ 建築物の耐震改修の促進に関する法律の実施に関すること。
- カ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の実施に関すること。
- キ エネルギーの使用の合理化等に関する法律の実施に関すること。
- ク マンションの建替え等の円滑化に関する法律の実施に関すること。
- ケ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の実施に関すること。
- コ 都市の低炭素化の促進に関する法律の実施に関すること。
- サ 空家等対策の推進に関すること。

2 職員の配置状況 79人 (平成31年4月1日現在)



3 平成30年度に実施した主な事業

(1) 都市公園整備事業

まちづくり校区懇談会等で要望のあった大生院校区において、令和元年度の供用開始に向けて都市公園を整備した。滝の宮公園については、少子高齢化、健康に対する意識の高まりなどの多様な市民のニーズを踏まえ、安全かつ快適に利用できる市民の憩いの場として復活させるため、リニューアル基本計画を策定し、計画の概要を市民へ公表した。

＜事業費＞ 27,736,344円 【内訳】 18,000,000円（大生院）
9,736,344円（滝の宮）

(2) 地籍調査事業

迅速な災害復旧、円滑な公共事業の推進、固定資産税の公平な課税等土地の有効活用を図るため、地籍調査事業を実施した。

＜事業費＞ 39,838,370円
456,000円（過年度分）

(3) 別子山地区市道整備事業

蔭地線は、幅員が狭小で路外へ転落の恐れや山からの落石などの危険があり、道路整備により地域住民の安全と利便の確保を図った。

大野線は、別子山竹ケ市地区の住民の唯一の生活道路であり、主要地方道高知伊予三島線が被災した際のバイパス機能を果たす道路であることから、改良整備により地域住民の交通安全と利便性の確保を図った。

大湯線は、観光施設である「ゆらぎの森」へのアクセス道路であると共に、新居浜市地域防災計画で指定されている拠点ヘリポートへのアクセス道路にもなっており、改良整備により通行人等の交通安全と利便性の確保を図った。

＜事業費＞ 18,149,600円

(4) 市営住宅耐震改修事業

市営住宅の安全性等を確保するために、耐震診断、耐震改修を実施した。平成30年度事業として、桜木団地1、2号棟の耐震補強工事を実施した。なお、桜木団地3号棟については、次年度へ繰越する。

＜事業費＞ 111,666,400円

(5) 公営住宅建替推進事業

老朽化した公営住宅の建て替えにより、安全性の確保、バリアフリー性能の向上等居住環境の整備を図った。平成29年度から30年度繰越事業として、治良丸南団地2号棟の新築工事を実施した。平成30年度事業として、東田団地の建替えに着手し、基本計画及び敷地測量業務委託を実施した。

＜事業費＞ 268,733,736円 【内訳】 13,877,246円（東田）
254,856,490円（H29繰越分）
（治良丸南団地2号棟）

(6) 民間木造住宅耐震診断、耐震改修補助事業

民間による木造住宅の耐震診断及び耐震改修の円滑な実施を支援し、建築物の耐震性の向上を図るため、診断費用または改修にかかる設計・工事・監理費用の一部について補助を行った。

＜事業費＞ 1,420,000円 (耐震診断事業)
25,807,000円 (耐震改修事業)

(7) 危険家屋除却補助事業

安全安心な生活環境の確保及び良好な地域景観の保全を図るため、老朽化等による危険な空き家を除却する者に対して、除却費用の一部について補助を行った。

＜事業費＞ 4,563,000円 補助件数 6件

(8) 民間ブロック塀撤去補助事業

安全安心な生活環境の確保及び災害に強いまちづくりを進めるため、民間の危険ブロック塀の撤去費用の一部の補助及び調査を行った。

＜事業費＞ 1,471,000円 補助件数 7件

4 使用料、手数料の調定収入状況

(単位：円)

区 分	調 定 額	収入済額	収入未済額
公営駐車場使用料	14,935,900	14,935,900	0
公営駐輪場使用料	11,624,500	11,624,500	0
公園使用料	1,032,918	1,032,918	0
自動販売機設置使用料 (都市計画課分)	344,688	344,688	0
地籍調査成果交付手数料	11,100	11,100	0
屋外広告物許可申請手数料	1,696,620	1,696,620	0
用途地域等証明手数料	9,600	9,600	0
道路使用料	35,847,030	35,847,030	0
敷地使用料	140,051	140,051	0
開発許可等手数料	2,426,810	2,426,810	0
建築確認手数料	8,297,900	8,297,900	0
自動販売機設置使用料 (市営住宅分)	220,553	220,553	0

5 市営住宅家賃等の調定収入状況

(単位：円)

区 分		調 定 額	収入済額	収納率	不納欠損額	収入未済額
家 賃	現年度分	292,655,250	285,814,610	97.7%	0	6,840,640
	滞納繰越分	33,419,805	11,224,564	33.6%	610,000	21,585,241
	計	326,075,055	297,039,174	91.1%	610,000	28,425,881
共益金	現年度分	32,882,696	31,563,446	96.0%	0	1,319,250
	滞納繰越分	14,600,117	4,326,034	29.6%	236,376	10,037,707
	計	47,482,813	35,889,480	75.6%	236,376	11,356,957
駐 車 場	現年度分	1,262,740	1,252,300	99.2%	0	10,440
	滞納繰越分	8,640	8,640	100%	0	0
	計	1,271,380	1,260,940	99.2%	0	10,440
督 促 事 務 費	家賃	193,700	193,700	100%	0	0
	駐 車 場	5,600	5,600	100%	0	0
	計	199,300	199,300	100%	0	0

6 指摘事項及び回答内容 (回答は令和元11月15日付け)

(1) 地籍調査の認証遅延地域の交渉の記録等の保管について

国土調査課から提出された平成30年度の地籍調査に関する簿冊の中には、地籍調査の認証及び登記所への成果の写しの送付が遅れている地域における土地の所有者との交渉の記録や県との交渉の記録等の書類が見受けられない。

地籍調査の認証遅延等を早期に、また、正確に解消するためにも、当該年度に行われた地籍調査の問題点のある土地の各種交渉等の記録を残し、簿冊に編さんするよう改められたい。

(国土調査課)

<回答>

令和元年度に行った、愛媛県との認証遅延解消のためのヒアリング結果及び、認証遅延に関する国への報告資料について簿冊に編さんします。また、認証遅延の原因となっている案件について法務局、愛媛県との協議で、広範囲に影響のある交渉記録について簿冊に編さんします。

(2) 指定管理者制度導入の経済性について

市営住宅及び市営活性化推進住宅の管理運営について、平成30年6月に指定管理者制度の導入が決定され、平成31年度から施行されている。導入決定時の資料によると、導入2年後には人件費が、約2,000万円減少するほか需用費、役務費等も縮減するため、指定管理料を含む総費用は導入前とほぼ変わらないとされていた。しかしながら、平成31年度予算を前年度予算と比較すると、修繕費等の住宅管理費(人件費を除く)が予想外に増加している上、人件費の低減もほとんど反映されておらず、総額約2,500万円の費用増加となっている。

平成31年度は新制度導入初年度のため十全のメリットが生じ難いことは理解しているが、

2年目以降の想定予算との間でこのように大きな差異が生じていることを考慮すると、指定管理者制度の導入を決定した所管課として、その理由等を指定管理者との基本協定書締結の起案書等に明記しておくべきではなかったかと思われる。日々の業務執行の中で、事業実施の経済性を常に意識し、数値としてこれを明らかにしておくよう努められたい。

(建築住宅課)

<回答>

コスト削減のみならず、細やかな住民サービスの提供などで入居者の不満解消や滞納家賃の削減といった効果を見込んで、平成31年度から指定管理者制度を導入いたしました。導入初年度ということで、平成31年度予算においては修繕費等について多めに見込んでいたため、住宅管理費につきましては導入決定時の資料における導入2年後の想定予算より多くなっております。

人件費につきましては平成31年度予算においては昨年度と同様の正規職員5名での金額となっておりますが、実際は2名の減となっておりますので、低減されております。

令和2年度予算においては、住宅管理費をさらに900万円程削減する見込みとなっておりますので、導入2年目以降の想定予算を下回る予定となっております。

今後も引き続き事業実施の経済性を常に意識し、管理業務のモニタリング等により検証を行います。